

市民の自由と COVID-19 パンデミック

世界各地における制限と攻撃

2020年4月 CIVICUS Monitor による調査の概要



はじめに

2020年3月11日、世界保健機関(WHO)は、新型コロナウイルス感染症(以下 COVID-19)の拡大を世界的大流行(pandemic、以下パンデミック)と宣言した。パンデミックの拡大とそれに対する各国の対応により、世界に暮らす多くの人たちは前例のない生活を余儀なくされている。パンデミックを抑え込むための試みとして、自由に対する様々な制限が導入されてきた。しかし、その中には、人権や市民社会スペースに悪影響を与えているものもある。これらの制限の多くは、既に存在していた市民社会スペースへの制限を拡大適用し、あるいは強化する形で実施されている。

市民社会スペースは、開かれた民主的な社会の基盤であり、人々が組織や団体を結成し、平和的に集まり、自由に意見や見解を表明するという基本的な自由根ざしている。2016年以来、[CIVICUS モニター](#)は196カ国の市民社会スペースの状況を記録し、分析してきた。

各国は緊急事態法、全国的な封鎖、移動制限などの措置をとってきた。しかし、パンデミックの宣言から一カ月が経過した今、CIVICUS は市民社会スペースが経験しているいくつかの憂慮すべき傾向に接している。それらは以下の通りである。

- 情報アクセスに関する不当な制限と検閲
- 重要な情報を発信した活動家の拘留
- 人権擁護者や報道機関に対する取り締まり
- プライバシーへの権利の侵害と過度に広範な緊急事態権限

[国際人権法](#)は、公衆衛生を含む、国の存続を脅かす公式に宣言された公の緊急事態の場合、いくつかの権利の制限は正当化できるが、それらの制限は、法的根拠に基づいて厳格に必要な性が認められ、期間が限定され、人間の尊厳を尊重し、見直しの対象となり、目的の達成に相応と認められ、差別を伴わず、問題になっている緊急事態によって必要とされる範囲で厳密に適用されなければならないことを認めている。公式に緊急事態が宣言された場合であっても、生命への権利や、拷問および非人道的、残虐または品位を傷つける扱いからの自由などの、緊急事態を理由として[国家が保護義務を免れ得ない基本的権利](#)は、どのような場合であっても侵害されてはならない。緊急事態が公式に宣言されていない場合には、[市民的および政治的権利に関する国際規約](#)の関連規定の下で平時に認められている制限に従って、公衆衛生上の脅威が存在する期間のみ権利を制限することができる。

国際法の規定は明確であるが、一部の国家が取った行動の中には、正当な制限を超えて市民的自由に悪影響を及ぼすものがあるのではないかと懸念がある。CIVICUS は、パンデミックに対する政府や他のいくつかの団体の対応によって表面化した主要な市民社会スペースの問題についての情報を集めたが、これらの情報からわかるのは、現時点での市民社会スペースの状況には深刻な懸念があるということである。情報は、市民社会団体や活動家、信頼できるニュースソース、公式文書から入手した。さまざまな制限は、市民社会スペースについての評価が異なる様々な国で発生している。国名とともに、それぞれの評価の色も表示される。

| | | | | |
|---------|---------|---------|--------|--------|
| 閉ざされている | 抑圧されている | 妨げられている | 縮小している | 開かれている |
|---------|---------|---------|--------|--------|

検閲と情報へのアクセス制限

CIVICUS モニターによると、2019 年に、活動家・ジャーナリスト・政府批判者を黙らせ、批判的な情報を抑え込むために国家が使用した最も一般的な戦術は検閲であったことが[示されている](#)。人権団体は、今回のパンデミックに関する情報を検閲・制限する措置を記録してきた。こうした措置は、人々が自分自身と家族を守るためにパンデミックに関する情報を得たり、パンデミックに対応するために当局が行っている決定について情報に基づいて疑問や質問を表明することを妨げている可能性がある。

中国では、政府は当初、一般市民からの情報提供を公表せず、感染例を過小報告し、感染の深刻度を軽視することで、[流行の発生に対応した](#)。当局はまた、パンデミックに関する多数の記事やソーシャルメディアへの投稿を[検閲した](#)。その中には、助けを求める感染者

の家族が投稿したものや、隔離された都市に住む人々が日常生活を記録したものも含まれる。**ブラジル**では、ジャイル・ボルソナーロ大統領が「暫定措置 (medida provisoria)」を導入し、公務員はパンデミック発生中に情報の自由に基づく要求に答える義務を負わないことを決定した。最高裁判所は、この決定を差し止める判断を下している。

トルクメニスタンでは、グルバングル・ベルディムハメドフ大統領が率いる政府は、パンデミックに関する情報の拡散を抑止するため、可能な限り「コロナウイルス」という言葉の使用を制限している。病院・学校・職場で配布される健康パンフレットには「コロナウイルス」という言葉を使わないよう指示が出された。**エルサルバドル**では、危機と政府の対応に関する記者会見の場で、ジャーナリストが質問をすることは許されていない。

国家が既存のメディアをすべて管理し、厳しいソーシャルメディア検閲を実施している**ベトナム**では、パンデミックについてタイムリーで価値のある情報を発信しようとしてフェイスブックを利用する人々やブロガーを当局が取り締まっている。3月17日の時点で、感染拡大についてフェイスブックに投稿した少なくとも654人が警察署に呼び出されて尋問を受け、そのうち146人が罰金を科された。

この危機の最中のインターネット停止措置は人々の健康と生活を直接的に害し、パンデミックを抑え込むための努力を弱体化させる。インド統治下のカシミールでは、インターネットが停止されているため、医師はウイルスについての情報を入手し、人々に感染の危険を伝えることができない。同様の懸念は、やはりインターネットが停止されている**ビルマ** (ミャンマー) のラカイン州からも示されている。

国家の対応を批判したことによる脅迫と逮捕

国家の対応を批判したり、パンデミックに関する情報を発信したことで、脅迫されたり逮捕されたという報告もある。

イランでは、市民権活動家・ジャーナリスト・市議会議員・サッカー選手などが、ソーシャルメディアへの投稿でイラン政府のパンデミック対応を批判した後、拘束されたり、尋問のために出頭を命じられたりしている。呼び出された人たちの中には、国を否定的に見ていると非難され、流行拡大への政府の対応を支持するように圧力をかけられた人もいた。

ソロモン諸島では、保健省は、パンデミックへの政府の対応を批判するコメントをオンラインで投稿した同省スタッフに対し、「即時解雇」と脅すメモを送った。省によれば、この規定は公共緊急事態宣言に含まれているという。**スリランカ**では、4月1日、公務員を批判する投稿をソーシャルメディア上で公開した者に対して法的措置を採るよう、警察監察官が全ての警察官に指示した。

パキスタンでは、パンデミックに対応するための個人用防護具が不足しているとして抗議した[医師や医療スタッフ数十人を警察が逮捕した](#)。タイでは3月23日、空港でCOVID-19の感染確認が行われていないことを批判するメッセージをフェイスブックに投稿したとして、厳罰で知られる同国の「コンピューター犯罪法」に基づいて[アーティストが起訴された](#)。

メディアへの制限

パンデミックに関するタイムリーな情報を共有する上で、ジャーナリストやメディアは重要な役割を担っている。しかし、一部の国は、報道機関を閉鎖し、メディアの活動を制限し、ジャーナリストを犯罪者に仕立て上げている。

3月17日には、[ヨルダン](#)、[モロッコ](#)、[オマーン](#)、[イエメン](#)の各政府が、パンデミックへの対応として[新聞の印刷と配布を停止する](#)命令を出したと報じられた。これには、独立系と国有メディアの両方が含まれる。当局は、新聞の印刷、配達、配布中にウイルスが拡散する可能性を防ぐためにこの措置を取ったと報じられている。

3月5日、[ニジェール](#)当局は、自身のフェイスブックやツイッターでニュースを発信している独立系ジャーナリストのカカ・トウダ・ママネ・ゴニ（Kaka Touda Mamane Goni）氏を、ニジェールの首都ニアメーの自宅で[逮捕した](#)。彼の逮捕は、国立ニアメー総合病院が申し立てた苦情に端を発しており、同病院で発覚したCOVID-19への感染が疑われる事例についての彼のソーシャルメディアへの投稿が公共の秩序を脅かすものであると主張している。

[ケニア](#)では、ブロガーのロバート・アライ（Robert Alai）氏が3月20日、ウイルスに関する虚偽の情報を投稿したとして[逮捕された](#)。アライ氏は、ウイルスの感染拡大についての重要な情報を政府が隠蔽していると主張し、ウイルスの影響は政府が認めているよりもはるかに大きいと主張していた。彼は、「2018年コンピューター誤用・サイバー犯罪法」違反の罪に問われている。

[ベネズエラ](#)では、ジャーナリストである[ダルビンソン・ロハス（Darvinson Rojas）氏](#)の自宅が3月21日に家宅捜索され、ベネズエラにおけるパンデミックに関する報道を理由に、同国のボリバル国家警察特殊行動部隊の職員によって拘束された。3月23日の公判で、ロハス氏は「憎悪を煽り公共を扇動した」と告発された。

3月26日、[バヌアツ](#)の大統領はパンデミックに対応するために[非常事態宣言](#)に署名した。宣言の一環として、ウイルスに関するすべてのニュース記事は、保健省との協議後に、国家災害管理局による審査を受けなければならないと発表された。

COVID-19 による封鎖（lockdown）の取材中、ジャーナリストが暴行を受けたり、嫌がらせを受けたりすることもあった。例えば、**コンゴ民主共和国**では、ジャーナリストのトリ・トタリ・グロディ（Tholi Totali Glody）氏が3月22日に、警察官に追いかけられた末にバイクタクシーから落とされ、足の骨折を含む負傷を負ったと報告されている。

「フェイクニュース」対策のための制限的な法制定と実施

パンデミックの拡大は、ウイルスに関する誤報の拡散とともに生じている。誤報は深刻な問題であるが、一部の国家は「フェイクニュース」に関する過剰に抑圧的な法律を運用しており、広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

3月18日、**南アフリカ共和国**政府は、COVID-19 やそれに対する政府の対応に関して、人を欺くことを目的とした発言を犯罪者として処罰する新しい規則を制定した。この規則は2002年災害管理法に基づいて政府公報に掲載され、罰金・懲役、またはその両方を含む刑罰が科された。

フィリピン政府は3月25日、パンデミックに対応するために非常事態を宣言し、ソーシャルメディアやその他のプラットフォーム上での「虚偽の情報」の拡散を罰する規定を含む法律を可決した。この規定に違反していることが判明した場合、2ヶ月間の懲役または10,000ペソ（約196米ドル）以上の罰金が科せられる可能性がある。また、裁判所は100万ペソ（約19,642米ドル）までの罰金を科すことができる。3月28日、**エジプト**の検察当局は、ウイルスに関する「フェイクニュース」や噂を広めた者には、5年間の懲役と20,000エジプト・ポンド（約1,266米ドル）の罰金が科せられる可能性があると発表した。

トルコの内務省は3月23日、ウイルスについての情報を共有した316人のソーシャルメディア・アカウント保有者に対し、「公衆に不安を生じさせ、恐怖やパニックを誘発し、人々や組織への攻撃を煽った」として法的措置を取ったと発表した。**マレーシア**政府は、ウイルスに関する「フェイクニュース」の拡散に関連し、3月11日に当局が37件の刑事捜査を開始したとの報告をおこなった。

人権擁護者への攻撃

政府や他の主体が、パンデミックを機会に人権擁護に取り組む活動家を標的として弾圧を加えているという証拠もある。

ホンジュラスでは、3月24日、エヴリン・ジョハナ・カスティージョ（Evelyn Johana Castillo）氏が夫と長女とともに食料を買って帰宅する途中、緊急事態の最中に路上にいたとして、警察が恣意的に逮捕した。彼女は、オホホナ女性ネットワーク（Ojojona Women's Network）のアシスタント・コーディネーターであり、ホンジュラスの女性人権擁護者全国ネットワ

ーク（National Network of Women Human Rights Defenders）のメンバーである。エヴリンは、彼女に対するこの攻撃は報復だったのではないかと述べている。

エルサルバドルで人権擁護に取り組む活動家は、パンデミックの最中に検疫施設に收容されている人々の過密状態と衛生状態の劣悪さについて3月13日にフェイスブックに投稿した後、[中傷キャンペーンの対象](#)となっている。彼女に対し、女性蔑視にあふれた侮辱やフェミニストとしての活動を愚弄する悪質なメッセージや脅迫が送られてきた。

地元の市民社会団体によると、[コロンビア](#)の死の部隊（death squads）は、COVID-19に関わる封鎖措置（ロックダウン）を利用して[農村部の活動家を殺害している](#)。著名な活動家であるマルコ・リヴァデネイラ（Marco Rivadeneira）氏が南部プトゥマヨ県で殺害され、アンヘル・オヴィディオ・クインテロ（Ángel Ovidio Quintero）氏が西部アンティオキア地方で射殺され、イヴォ・ウンベルト・ブラカモンテ（Ivo Humberto Bracamonte）氏が東部のベネズエラとの国境で殺害された。

ロックダウン中の警察による人権侵害

市民社会団体やジャーナリストは、さまざまな国でロックダウン措置に違反した人々に対する法執行機関による過剰な力の行使や、非人道的で屈辱的な扱いについて、[懸念](#)を表明している。国連の「超法規的、即決および恣意的殺害に関する特別報告者」は、このことについて懸念を表明した。

ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、[フィリピン](#)では警察や地元の役人が、政府のCOVID-19規制に違反して逮捕された人々を犬の檻に[閉じ込めたり](#)、罰として真昼間の太陽の下で座らせたりするなどの虐待を行ってきた。[インド](#)では、規制に従わない者を警察官が警棒で激しく殴打する[動画](#)が公開されている。違反者は、スクワット、腕立て伏せ、四つん這いでの移動、通りを転げまわるなどの行為を強要され、[公衆の面前で辱められている](#)。

[南アフリカ共和国](#)では、警察官や兵士がロックダウン違反者を蹴る、平手打ちをする、鞭打ちをする、銃撃するなどの[映像が多数公開されている](#)。南アフリカのロックダウン初日、同国最大の都市であるヨハネスブルグで治安部隊に追い散らされる人々取材していたNews24のジャーナリストであるアザラ・カリム（Azarrah Karrim）氏に対し、警察は、彼女が「私はメディアの人間だ」と叫んだにも関わらずゴム弾を発射した。

[ケニア](#)では、各地の警察が夜間外出禁止令を無視した人々に[暴力をふるう様子が記録されていた](#)。ビデオや写真には、警察が夜間外出禁止令に先立って通りを一掃するために、モンバサの街で[催涙ガスを発射したり、人々を警棒で殴ったりしている](#)様子も映し出されていた。

監視とプライバシーへの権利の侵害

過剰な形で監視対策を強化している国家の事例が数多く存在する。パンデミックに対応して導入された監視措置やプライバシーへの権利に対する制限は、法律で規定され、必要性に基づき、事態の深刻さに比例し、期限が定められ、透明性と適切な監督のもとに実施されなければならない。求められる結果を達成するための最も抑制的な監視体制である必要がある。現実には、これらの基準には合致していない。

中国当局は、プライバシーに関わる法律の制約を受けることなく [テクノロジーを使って監視を行う](#) ことで悪名高い。2008年の北京オリンピックで初めて導入された汎用型路上監視カメラシステム（universal street camera system）は、中国の主要な都市部全域で導入され、最近では顔認証機能が搭載されるなど機能が向上している。当局はこのシステムを利用して、マスクなしで外出する市民を捕まえ、辱め、罰金を科し、症状のある個人を見つけ出し、隔離している。

イスラエル当局は、治安機関に対し、感染者の [携帯電話データの利用](#) を許可しており、この動きもプライバシーへの懸念を呼んでいる。この措置は既に運用されていることが明らかで、400人が感染者との接触可能性を警告するテキストメッセージを受け取っている。

3月31日、**アルメニア**議会は、COVID-19の感染者を追跡するために、監視機関が広範に携帯電話のデータを使用できるようにする [法改正案を可決した](#)。この改正案は、プライバシーへの権利に制限を課し、当局がウイルスに感染した人々に関連する非公開の医療情報にアクセスすることを可能にしている。**フィジー**では、国内で最初に COVID-19 感染が確認された患者と同じ航空便に搭乗した乗客の氏名と住所が記載された個人情報を保健省が公表したため、市民社会が [プライバシーに関する懸念](#) を提起した。82人の名簿には、居住地の住所が含まれていた。

過剰な範囲にわたる緊急事態法と新たな制限的立法

[国際的な市民社会組織](#) は、ウイルスと闘うために非常事態を宣言したり、緊急事態法や規制を可決した多くの国が、過剰な範囲にわたる権限を国家に与え、市民の自由を危険にさらしている事例についての情報を集め記録してきた。国際人権法は、導入されるいかなる措置も、立法府と裁判所の両方による十分な監視の対象とならなければならない、差別的であってはならず、期限を限って実施すべきであることを明確に規定している。

CIVICUS の協力団体によって明らかにされた象徴的な事例として **ハンガリー** の事例がある。3月30日に採択された新しい法律（コロナウイルスからの保護に関する法案 T/9790）は、[政府の権限を拡大](#) し、議会の審査を経ることなく、また明確に期限を設定せずに、政令に

よる統治をおこなう権限を政府に授けた。また、新法は「虚偽の情報を開示、又は伝達する罪」に関する刑法の規定の修正を伴っている。これによると、虚偽あるいは歪曲された事実を公表することによって、公衆の「十分な保護」を妨害したり、公衆に危険を知らせ扇動した者は、最高で5年の懲役に処せられる可能性がある。

カンボジア政府は、過剰な範囲にわたり、曖昧な条項が多々含まれる[緊急事態法案](#)を起草した。法案にはフン・セン首相に基本的人権の保護を覆す権限を与える条項が含まれている。これには、通信を無制限に監視し、メディアやソーシャルメディアを統制し、移動と集会の自由を制限する完全な権限の付与が含まれる。この法案は、第1条と第4条の規定により、危機が収束した後も運用される余地を残している。

いくつかの国家は、この危機を利用し、市民の自由を制限する法案を、十分な審査を経ず、こっそりと通過させてきた。例えば、**米国**では、少なくとも3つの州が、パンデミックの混乱の中で化石燃料インフラに対する[抗議に新たな刑事罰を課す法律](#)を可決した。

政府への提言

これまで述べた懸念を考慮するなら、政府は、COVID-19がもたらしたパンデミックに対応する際に、より市民の自由を尊重しなければならないことは明らかである。各国政府は、基本的な自由がウイルスの犠牲にならないよう以下の提言を実施すべきである。

- パンデミックに対処しつつ、あらゆる形態の表現の自由を保護し、ソーシャルメディアおよび既存メディアの検閲を控えること。どのような制限も独立した司法当局の命令に従うべきであり、正当な手続きと合法性・必要性・正当性の基準に基づき、国際的な法律や基準に沿ったものとしなければならないこと。
- インターネットへの信頼性の高い自由なアクセスを維持し、人々が危機の間に必要な情報やサービスを得ることを妨げるようなインターネットの遮断を止めること。
- パンデミック中に発生する人権擁護者やジャーナリストに対する人権侵害に対処すること。人権侵害をおこなった者が、独立した機関により迅速に調査され、加害者が法の裁きかけられるよう保障すること。
- パンデミックの期間中、国際人権法が保障するメディアの自由を尊重し、保護すること。
- パンデミックに関する誤報に対し、検閲と刑事罰によって対応するのではなく、透明性とメディアの自由を強調するアプローチによって対応すること。
- パンデミックに対処するために採用される監視手段は、合法的で必要性に基づき事態の深刻さに比例するものであることを保障すること。その一環として、拡大された監視権限が時限的なものであり、現在の危機に対処するために必要な期間に限り継続することを保障すること。

- 健康状態に関わるデータを含む個人データの収集・保持・集計の増加が、パンデミックへの対応という目的に限って使用されるよう保障すること。
- 法執行機関の職員が法を尊重し、封鎖や夜間外出禁止令を実施している間、虐待的な行為をおこなわないようにし、そのような虐待をおこなった疑いがある者を取り調べ、加害者を法の裁きにかけること。
- パンデミックと闘うためにもちいられる新たな緊急法や政令が、いかなる状況においても、生命への権利、拷問やその他の残虐、非人道的、または屈辱的な刑罰の禁止、法の下での平等、無罪推定など、基本的人権を制限しないことを保障すること。それらの法律や政令が、人種・民族・性別・性的アイデンティティ・言語・宗教・社会的出自を含め、いかなる点においても差別的なものではなく、期間を限って実施され、立法府と裁判所の両方による十分な監視の下におかれることを保障すること。

CIVICUS Monitor について

CIVICUS モニター (CIVICUS Monitor) は、市民社会の状況に関する量的・質的なデータおよび 196 カ国の市民的自由のためのデータを提供する調査ツールである。このデータは、調査に協力する 20 以上の市民社会組織と、多数の独立した人権に関する評価報告からの情報に基づいて作成されている。

このデータは、市民社会スペース評価の基礎となるものであり、各国は、閉ざされている (CLOSED)、抑圧されている (REPRESSED)、妨げられている (OBSTRUCTED)、縮小している (NARROWED)、そして、開かれている (OPEN) のいずれかに評価されている。また、データは、個々の国のページや更新情報にも活用され、結社、平和的集会、表現の自由に関する検証された最新の情報を提供している。CIVICUS モニターでは、調査と状況分析に基づいて、市民社会スペースに対する深刻な、緊急の、または新たな脅威が発生していると判断される国々に関する情報を定期的に更新する「ウォッチリスト」も提供している。

ウェブサイト：monitor.civicus.org

メール：monitor@civicus.org

Twitter：[@CIVICUSMonitor](https://twitter.com/CIVICUSMonitor)

原文：“Civic Freedoms and the COVID-19 Pandemic: A Snapshot of Restrictions and Attacks”
<https://civicus.contentfiles.net/media/assets/file/COVID19April2020.pdf>

翻訳：一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク (SDGs ジャパン)
 一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪)
 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター (JANIC)